

京都市告示第 385号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

令和 3年10月27日

京都市長 門川 大作

道路の種類 市 道
供用開始の期日 告示の日
路線名及び道路の区域

路線名	区 間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
嵯峨緯25号線	右京区嵯峨鳥居本中筋町1番地の1地先から	旧	メートル 10.00	メートル 3.80 ~ 4.00
	同区嵯峨二尊院門前北中院町2番地の10地先まで	新	10.00	4.50 ~ 6.00
嵯峨緯79号線	右京区嵯峨二尊院門前北中院町2番地の10地先から	旧	136.70	0.50 ~ 6.32
	同町27番地の30地先まで	新	134.10	2.35 ~ 7.48

(建設局土木管理部道路明示課)